



騒音・振動・悪臭

1 騒音・振動・悪臭の現況と課題

1 騒音

騒音は、直接生活にかかわる公害であり、工場・事業場や建設作業、店舗営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、鉄道などの交通手段から発生するもの、一般家庭の電気機器、楽器、ペットなど家庭生活から発生するものなど、発生源は多様です。

平成19年度の苦情件数は、1,283件で、平成18年度（1,306件）に比べ23件減少しています。苦情の内訳を見ると、工場・事業場からの騒音474件（36.9%）がもっとも多く、次いで建設作業騒音377件（29.4%）、深夜営業等116件（9.0%）となっています。

県では、騒音についての現況を把握するため、交通騒音や航空機騒音の測定調査を行っています。

交通騒音

交通騒音としては、自動車や新幹線の騒音が問題となっています。

自動車騒音については、道路沿道での騒音測定結果を基に面的評価*を行っています。平成20年度に評価した区間においては、評価戸数210,719戸のうち環境基準を達成したのは169,649戸（80.5%）でした。

新幹線騒音については、調査地点を年度毎に選定し評価を行っています。平成20年度は、今後新たな騒音対策を実施する予定の地点等で測定を実施しており、環境基準に適合する地点はありませんでした。これらの地点については、騒音対策を実施した後、対策の効果を確認する予定です。

*面的評価：道路沿道での騒音レベルを基に、沿道から50m以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法です。

▶表2-4-1 道路交通騒音の面的評価結果

年度	評価区間 延長(km)	評価 区間数	住宅等 戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
16年度	260.0	119	99,995	65,120	65.1%	16,243	16.2%	15	0.0%	18,617	18.6%
17年度	321.3	152	105,831	79,143	74.8%	14,730	13.9%	63	0.1%	11,895	11.2%
18年度	355.8	295	132,725	101,951	76.8%	17,643	13.3%	124	0.1%	13,011	9.8%
19年度	467.0	237	142,472	110,779	77.8%	16,803	11.8%	441	0.3%	14,449	10.1%
20年度	568.8	269	210,719	169,649	80.5%	25,708	12.2%	59	0.0%	15,303	7.3%

▶表2-4-2 新幹線騒音測定調査結果

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調査地点数	10	14	11	10	8
内住居専用地域の地点	0	0	0	0	1
環境基準適合地点数	3	9	3	3	0
内住居専用地域の地点	0	0	0	0	0
環境基準適合率	30.0%	64.3%	27.3%	30.0%	0.0%
内住居専用地域の地点	—	—	—	—	0.0%

■ 厚木基地航空機騒音

厚木基地を中心に広い範囲で航空機騒音が発生しています。昭和48年にアメリカ海軍の空母ミッドウェーが横須賀港を事実上の母港として以来、空母艦載機の飛行や訓練等に伴う激しい騒音が深刻な社会問題となっています。

▶表2-4-3 厚木基地周辺の航空機騒音測定調査結果

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
調査地点数	29	31	29	29	28
内基地東西1.5km以遠地点	5	5	5	5	5
環境基準適合地点数	8	8	7	8	8
内基地東西1.5km以遠地点	4	4	4	4	4
環境基準適合率	27.6%	25.8%	24.1%	27.6%	28.6%
内基地東西1.5km以遠地点	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

▶表2-4-4 厚木基地周辺の苦情件数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
件数	4,142件	5,737件	4,749件	5,015件	2,485件

<県基地対策課調べ>

2 振動

振動は、騒音と並んで直接生活にかかわる問題であり、工場等の事業活動によって発生する地盤振動が家屋に伝播し、その振動を直接又は間接的に感じるによって感覚的な不快感を感じさせるものです。騒音公害と同様、隣り合う程度の周囲からの苦情が多く局所的であるという特徴があります。

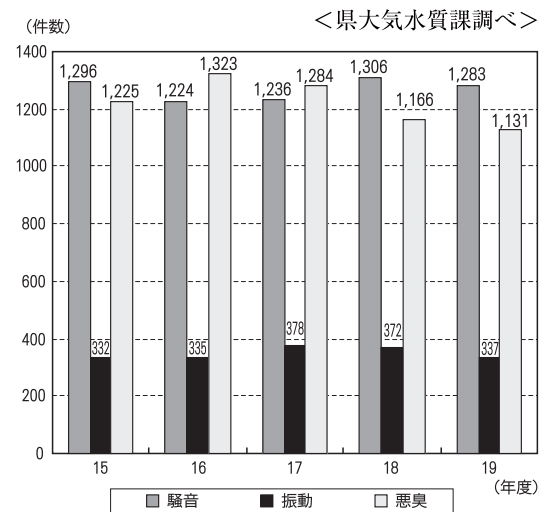
平成19年度の苦情件数は、337件で、平成18年度(372件)に比べ35件減少しています。内訳は、建設作業の振動197件(58.5%)が最も多く、次いで、工場・事業場からの振動72件(21.4%)となっています。

3 悪臭

悪臭の苦情は、従来は工場・事業場が主でしたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しています。

平成19年度の苦情件数は、1,131件で、平成18年度(1,166件)に比べ35件減少しています。内訳は、野外焼却が409件(36.2%)と最も多く、次いで、サービス業・その他が242件(21.4%)となっています。

▶図2-4-1 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



2-4

騒音・振動・悪臭

2 騒音・振動・悪臭問題に関する県の取組

1 騒音・振動対策【大気水質課・基地対策課】

道路交通騒音対策

平成7年7月の「国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件」に関して、最高裁判所は生活公害を認定しました。その判決を受けて、平成7年12月に警察庁、環境庁、通産省、運輸省、建設省の5省庁による「道路交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」がまとめられ、道路交通騒音対策を実施するに際して取り組むべき方向が示されました。

この方針に基づき、県では道路交通騒音の深刻な地域における重点的な低騒音舗装の敷設等の施策を進めています。

また、発生源対策として、騒音規制法により自動車ごとに騒音の大きさの許容限度が定められ、昭和46年から順次規制が強化されています。

厚木基地航空機騒音対策

■ 航空機騒音被害等の解消への取組

厚木基地を本拠地とする空母艦載機による夜間連続離着陸訓練（NLP）は、平成5年に硫黄島の暫定訓練施設が米側に提供されたため、そのほとんどが硫黄島で実施されるようになりましたが、近年ではNLP直前の時期に行われる集中的な訓練による激しい騒音など、NLP以外の飛行による騒音が問題となっています。

こうした中で、平成18年5月には在日米軍再編協議において、厚木基地の空母艦載機の移駐等が日米両国政府間で合意され、その実施に向けた閣議決定が行われました。

しかし、その実現までには多くの課題があり、またそれまでの間、基地周辺の住民は、激しい騒音被害にさらされ続けることになります。

そのため県では、厚木基地周辺市と連携し、厚木基地騒音対策協議会等を通じて、日米両国政府に対して、空母艦載機の移駐の着実な実施や恒常的訓練施設等の早急な確保を求めるとともに、移駐までの間も、NLPやNLP直前の集中的訓練における硫黄島の活用等により、騒音問題の解決に積極的に取り組むよう、強く働きかけています。



「神奈川の米軍基地（基地対策課ホームページ）」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/11/0112/hometop/index.html>

■ 航空機騒音の実態把握

県では、厚木基地周辺の航空機騒音について、11箇所で常時監視を行い、その他状況に応じて測定を行っています。測定結果については、県環境科学センターにおいて分析を行い、「航空機騒音測定調査結果報告書」としてまとめ、県や市の環境担当窓口、地元の公立図書館等に配布しています。

また、環境基準の地域類型をあてはめる地域を指定し、告示することにより航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにしています。

新幹線騒音対策

県では、新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにするために、環境基準の地域類型をあてはめる地域を指定し、告示しています。また、新幹線騒音測定調査を実施した場合は、新幹線鉄道事業を行う東海旅客鉄道（株）に対して、騒音測定の調査結果を伝え、改善状況の確認を行っています。

2 悪臭対策【大気水質課】

悪臭問題に対応するため、悪臭防止法に基づき、県では、これまでアンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」で対応してきましたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しており、従来の規制方法では対応が困難になってきました。

そこで、県では「特定悪臭物質規制」に代えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成15年11月から採用し、悪臭問題の解決に対応しています。

▶表2-4-5 県が定める臭気指数規制内容

(1)規制対象地域	神奈川県区域（※横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市及び大和市の区域を除く。）のうち、都市計画区域（農業振興地域を除く。）
(2)規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
(3)規制基準 (悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)	ア 敷地境界線上における規制基準（1号基準） （ア）1種地域 臭気指数〔10〕 （イ）2種地域 臭気指数〔15〕
	イ 気体排出口の規制基準（2号基準） 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
	ウ 排水水における規制基準（3号基準） （ア）1種地域 臭気指数〔26〕 （イ）2種地域 臭気指数〔31〕
■ 1種地域：住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域） ■ 2種地域：商業系地域（近隣商業地域、商業地域）、工業系地域（工業地域、準工業地域及び工業専用地域）及びその他の地域 ※横浜市他8市では、悪臭防止法施行令第3条の規定に基づき、独自に管轄市域内の規制方法を定めています。 なお、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市及び大和市は平成20年1月現在、悪臭防止法に基づく臭気指数規制を基準として取り入れています。	



「騒音・振動のページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/souon/index.htm>

「悪臭問題の解決に向けて」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/akusyu/index.htm>